

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和元年9月19日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和元年9月19日（木）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

社会福祉課 風間課長、久古係長

障害福祉課 金井課長

3 件名

保健福祉センターの有効活用について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 繼続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・地域福祉を推進する団体の定義は。
→今後、要綱等で定めていく予定である。
- ・25%の根拠は。
→まちづくりサポートセンターの公益活動団体の負担率25%を参考とした。
- ・今は登録されている団体が、該当しなくなるようなことはあるか。
→登録は地域福祉団体の登録ではなく、予約管理のための登録であり、現在、社会福祉協議会で行っている。今後は市が地域福祉団体としての認定登録をすることとなる。
- ・法令上、地域福祉センターで料金徴収が可能なのか。
→国からの通知では無料あるいは低額となっている。
- ・福祉活動の担い手不足の中で、福祉団体を育成していくことが重要である。現段階で福祉団体から料金を徴収することは時期尚早ではないか。
- ・「使用料・手数料の考え方」での位置づけは。
→無料の施設になっている。
- ・前年の戦略会議での結果を踏まえて検討してきたところだが、福祉団体を無料とするのであれば、根拠を明確にすることが大事である。福祉団体の育成を重視し、現段階では、福祉団体は無料とすることで良いのではないか。
- ・意見交換会では、福祉団体の育成の観点から、当面料金を取ることは考えていないが、将来的には、料金徴収することもあり得るということで意見を聞いた方が良い。
- ・一般団体は有料とすることで良いか。
→良い
- ・営利団体の利用についても検討してきたが、現在営利団体も利用できる白井コミュニティセンターと庁舎では機能が異なり、庁舎の中で営利活動はそぐわないと考えてい

るが、それで良いか。

- ・設置管理条例でどのように規定されているか。

→特に縛りはない。

- ・地域福祉の拠点の施設であることを考えると、営利団体は拒むべきではないか。

- ・施設の目的から営利団体はそぐわないと思うが、今後、営利団体であっても、生活困窮世帯を対象にした子どもの塾なども想定できる。利用目的に応じて、ケースバイケースで考えることも必要ではないか。

- ・意見交換会が10月で、11月に行政経営戦略会議に付議することとなっているが、スケジュールありきではなく、福祉団体との意見交換を丁寧に進めてほしい。

【結論】

- ・福祉団体からの料金徴収を見送り、意見交換会で様々な意見を聞いた後、再度、行政経営戦略会議に諮り決定していく。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

令和元年9月19日
付議書(行政経営戦略会議)

部課名 社会福祉課・障害福祉課

件名	保健福祉センターの有効活用について								
現状・課題	<p>白井市行政経営指針や市長指示事項により、公の施設で無料の施設の有効活用や受益と負担の公平性を諮る観点から、平成30年4月の行政経営戦略会議において、保健福祉センターの有効活用について検討したところ、地域福祉センターにおいては、地域福祉以外の一般団体も利用できることとし有料で貸し出しこと。また、障害者地域活動支援センターにおいては、研修室2は従来どおりセンターの事業で利用するとともに登録団体に無償で貸し出しことが決定している。</p> <p>また、地域福祉センターでは、地域福祉団体の有料化の是非、使用料の額、料金徴収方法や徴収事務経費、登録制度の見直しなどの課題、障害者地域活動支援センターでは、登録制度の見直しや会議室1・2の公の施設からの除外などの課題が多数あつたため、同年8月の戦略会議において、当初、平成31年4月から実施予定であったところ、令和2年4月に変更した。</p>								
付議事案	目的	受益者負担の公平性や財源の確保策として、保健福祉センターについて、一般団体の利用を含めた運用の見直しと有料化を実施し、有効活用を図る。							
	対応方策	<p>地域福祉センターについては、「使用料・手数料の考え方」の使用料の算定方法を用いて、使用料を算出するとともに、利用する福祉団体への説明を行い、理解を得ながら登録制度等の運用の見直しと有料化を実施する。</p> <p>また、障害者地域活動支援センターについては、会議室1・2を地域福祉センターの公の施設に位置づけ、研修室2を現行どおり障害者団体等へ無償で貸し付けることとする。そのため、登録団体の基準を明確化し、実施する。</p>							
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> ◎令和2年10月から導入すること。 ◎地域福祉センター(団体活動室、翻訳室・録音室、会議室1・2) 受益者負担率の基本は100%とする。 ・地域福祉を推進する団体 受益者負担率25%(地域福祉活動の活性化を図るために) ・一般団体 100%(ただし、有効活用し利用促進を図るため、同用途施設と同程度の料金とする) ◎障害者地域活動支援センター(研修室2) ・障害者団体 無料(受益者負担率0%) ・会議室1・2は地域福祉センターへ所管替えをする ◎以上の案をもって意見交換会に臨む 								
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・当初は、営利目的の民間事業者への貸出を一般団体の3倍として提案したが、庁舎機能のある保健福祉センターでの営利活動を行うことは好ましくないことから削除した。 ・有料化することにより、本来目的である地域福祉の増進に支障が出ないよう十分配慮し進めること。 ・有効活用により利用者を増加させるための十分なPRが必要。 								
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・10月 意見交換会の実施 ・11月 行政経営戦略会議にて変更案の決定 備品整備等の当初予算計上 ・1月 3月議会への条例案提出 ・2月 議員全員協議会で説明 ・令和2年10月～ 有料化の開始 								
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)			
条例規則	有	条例・規則改正(R2.3月)	報道発表	無					
議会説明	有	全員協議会(R2.2月)	広報・HP等	有	広報、HP(R2.5月)				
市民参加	有	意見交換会							
付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 部分非	<input checked="" type="checkbox"/> 時限非	(全員協議会まで)				
参考情報	関係法令等	白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例							
	関係課	社会福祉課、障害福祉課							
	事業費	千円 (うち特定財源)							

受益者負担・利用料の基本的な考え方

1 白井市行政経営指針

市では、国・県・市のそれぞれの役割分担を明確にした上で、課題に対応した政策を立案し、中長期的な展望の下で将来の財政見通しを立て、国や県に依存することのない経営的な視点により、自立した行財政運営を目指すとしています。

財源確保の方策としては、使用料・手数料については、「受益と負担の原則」に基づき、利用者に一定の負担を求めていますが、さらに負担の公平性の観点から見直しが求められています。

2 使用料・手数料の考え方

平成30年10月に改定された使用料・手数料の考え方により、使用料の算定方法が示されており、

$$\text{使用料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担率（100%）} \times \text{減免率}$$

となっていますので、これを基に算定します。

3 財政健全化の取組

歳入確保のための取り組みとして、受益者負担の適正化があげられており、「無料の公の施設の利用料金の有料化」の取組項目では、無料の公の施設について、受益者負担の公平性の観点から、有料化を検討し、適正な使用料・利用料金を徴収することとしています。

保健福祉センターの有効活用について（案）

保健福祉センターのうち、地域福祉センター及び障害者地域活動支援センターの公の施設である団体活動室や録音室・翻訳室、会議室や研修室の利用について、市での利用も多い中でも稼働率が低い状況である。

このことから、福祉団体や障害者団体に限らず、一般市民への利用も拡大することで有効活用を図ることとします。

なお、施設の設置目的である地域福祉の増進に関する事業や障害者の支援に関する事業を実施する団体の利用に支障を来さないよう配慮するものとします。

また、使用料については、次のとおりとします。

- ・現行

- ・地域福祉センター（団体活動室、翻訳室、録音室）・・・無料
- ・障害者地域活動支援センター（会議室1・2、研修室2）・・・無料

1 地域福祉センター受益者負担率・利用料金

原則は100%である。

① 地域福祉の増進を目的に活動する団体 25%

（地域福祉の増進に関する事業を行うため設置された施設であり、地域福祉の増進に関する事業を拡充させるための団体）

② 一般団体 100%（①以外の非営利団体・・半額の額とする）

（施設の有効活用（利用促進）を図るため、市内施設（同用途）と同等程度の料金設定とする）

施設名	団体種類	コスト額	受益者負担率	使用料
団体活動室 (1~3)	地域福祉団体	630 円	25%	150 円
	一般団体		100%	(半額)310 円
団体活動室 (2部屋使用)	地域福祉団体	820 円	25%	200 円
	一般団体		100%	(半額)410 円
団体活動室 (一括使用)	地域福祉団体	1,010 円	25%	250 円
	一般団体		100%	(半額)500 円
会議室 (1・2)	地域福祉団体	540 円	25%	130 円
	一般団体		100%	(半額)270 円
録音室 (1~3)	地域福祉団体	490 円	25%	120 円
	一般団体		100%	(半額)240 円
翻訳室	地域福祉団体	650 円	25%	160 円
	一般団体		100%	(半額)320 円

※ 録音室・翻訳室については、個人（市内在住・在勤）の利用を認める。

- ・優遇措置

事前予約について、地域福祉団体は3ヶ月前からの予約を可能とし、他の一般団体等は2ヶ月前からとする。

また、録音室や翻訳室について、声の広報などの業務を行う場合については、免除とするが、必要最小限度の期間とする。

2 障害者地域活動支援センター受益者負担率の考え方

障害者地域活動支援センターは、障害者デイサービスや障害者の支援に関する事業を実施し、その利用者は、市内在住の障害者やその家族、市内に事務所を有する障害者の福祉を目的とする団体となっており、利用料は無料としている。根拠としては、障害者総合支援法に規定する事業である地域活動支援センターを実施するための規則において、利用料は無料とすると規定されているためである。公の施設である会議室1・2と研修室の稼働率はやや低いが、研修室については軽スポーツ系の講座で使用しており、また将来的には講座を増やすことを検討しているため、会議室1・2を地域福祉センターに変更し、研修室を無料で貸し出しする。

経費について

1 使用料を徴収した場合の収支（団体活動室1の場合）

・歳入（使用料収入）

- ・地域福祉団体が前年同様の利用の場合・・・132,150円
 - ・一般団体が総時間の10%利用した場合・・・402,690円
- 総額・・・534,840円

・歳出（貸出コスト）

- ・地域福祉団体が前年同様の利用の場合・・・149,940円
 - ・一般団体が総回数の10%利用した場合・・・80,640円
- 総額・・・230,580円

- ・収支 534,840円-230,580円=304,260円（収益）

・歳入増をするための方策

行政利用については、福祉部・健康子ども部以外の部は利用できないこととし、利用枠を拡大する。

2 備品等の整備

有料により貸出しをすることとなれば、築18年を経過している施設であるため、備品等を整備する必要があるため、令和2年度当初予算に計上します。

- | | |
|--------------|----------|
| ・有料化に伴うレジスター | 55,000円 |
| ・椅子のクリーニング | 165,000円 |
| ・ブラインド | 516,240円 |

・音響設備(ワイヤレスアンプ3台)	180,000円
・予約管理システム導入	0円
・翻訳室・録音室設備（データ作成用端末）	405,000円
	その他録音機

3 徴収した費用の取扱

地域福祉センターは、社会福祉協議会が指定管理者として公の施設の貸出を行っており、指定管理料は支払っていません。なお、人件費については、社会福祉協議会管理事業補助金として支出しています。

有効活用に伴い有料での貸出を行うため、徴収金は指定管理者の歳入とし、補助金を減額し相殺します。

なお、相殺する補助金は、徴収した金額の9割とします。

今後のスケジュール

- ・利用団体や市民団体との意見交換会の実施。
- ・有効活用の開始時期を令和2年10月からとする。

市内施設（同用途）の状況

◎負担率

	受益者負担の考え方	認定団体	一般団体	民間事業者	
公民館	100%	50%	100%	—	一般、現行半額
コミセン	100%	50%	100%	一般の3倍	一般、現行半額
まちサポ（会議室）	100%	25%	—	—	
まちサポ（多目的）	100%	25%	50%	—	
地域福祉センター（案）	100%	25%	100%	—	一般、半額(案)
障害者支援センター（案）	100%	0%	—	—	

◎料金

	100%の額	現行の率	登録・認定団体	一般団体	民間事業者(3倍)
公民館（研修室）	650	52.3%	26.1%	170	52.3% 340
コミセン（会議室）	690	49.2%	24.6%	170	49.2% 340 1,020
まちサポ（多目的）	920	25%	25%	230	50% 460
まちサポ（会議室）	560	25%	25%	140	— —
地域福祉センター（団活1・2・3）	630		25%	150	100%(半額) 310
地域福祉センター（団活2部屋）	820		25%	200	100%(半額) 410
地域福祉センター（団活一括）	1,010		25%	250	100%(半額) 500
地域福祉センター（会議室1・2）	540		25%	130	100%(半額) 270
地域福祉センター（翻訳室）	650		25%	160	100%(半額) 320
地域福祉センター（録音室1・2・3）	490		25%	120	100%(半額) 240

※まちサポ（会議室）は、公益性がない一般団体は使用できないが、公益性のある事業者は50%負担で使用できる。

地域福祉センター使用料

H30の団体別利用状況（団体活動室）

	利用回数	利用時間	稼働率
市の利用	773	3,858	29.7
社会福祉協議会	273	1,357	10.4
福祉団体	238	881	6.8
	1,284	6,096	46.9

1件あたりの人件費を7分として算出

	1 h当たり		
	100%の額	25%	100%(半額)
団体活動室（分割使用）	630	150	310
団体活動室（一括使用）	1,010	250	500
翻訳室	650	160	320
録音室（1部屋）	490	120	240

H30の利用状況から福祉利用団体が25%で使用した場合

	時間	単価	料金
福祉団体	881	150	132,150

・利用可能な時間の総数 12,996時間

・増加見込（一般団体10%利用として）

	時間	単価	料金
一般団体（10%利用）	1,299	310	402,690

◎会議室利用1回にかかるコスト（団活分割・・使用料と同額）

	1回当たり(円)
予約、受付、審査等	630

福祉団体からの徴収コスト

	年間回数	1回当たり(円)	人件費
福祉団体利用回数	238	630	149,940

H30実績から1,284回利用で稼働率47%（残りの10%利用として）

一般団体（10%）	128	630	80,640

比較	使用料	コスト	収益
福祉団体	132,150	149,940	-17,790
一般団体（10%）	402,690	80,640	322,050
計	534,840	230,580	304,260

《保健福祉センター3階》



III-1 障害者地域活動支援センターの受益者負担率の考え方 (有料化及び一般利用の検討)

1. 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲

- 地域活動支援センターが利用者等に対して金銭の支払を求める範囲については、「設備及び運営に関する基準」から、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限られ、また、金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならないことになっている。
- 現在、利用者に求めている金銭については、バスハイクの参加費と、訓練室で行っている講座の際の材料費のみとなっており、公の施設である研修室2で実施している軽スポーツ等の講座の際には利用料を徴収していない。また、「白井市地域活動支援センター事業実施規則」においては、第7条（利用料）の規定で、「事業の利用料は、無料とする。ただし、訓練又は講座に係る材料費等の実費は、利用者が負担するものとする。」としていることから、障害者関係福祉団体の利用の際にも利用料の徴収はしないものとする。

- ・市の施設名称：障害者地域活動支援センター
- ・障害者総合支援法に規定する事業：地域活動支援センター

2. 有効活用のため、本来目的に支障のない範囲で一般の利用を認める場合

- 障害者地域活動支援センターについては、法律に規定する障害者デイサービス及び身体障害者の支援に関する事業を実施し、その利用者については、障害者デイサービスは、法律に規定する市内に住所を有する障害者、身体障害者の支援に関する事業は、市内に住所を有する身体障害者又は身体障害者に準ずると認められる者及び市内に事務所を有する障害者の福祉を目的とする団体となっているため、条例改正が必要になる。
- また、障害者地域活動支援センターの事務分掌の中に「障害者関係福祉団体に対する便宜の供与に関すること。」という項目があり、この事務分掌に即して「市内に事務所を有する障害者の福祉を目的とする団体」にこれまで無料で会議室等を貸し出していたことから、障害者地域活動支援センターに含まれる公の施設である会議室1、会議室2及び研修室2において一般の利用を行い使用料徴収することは難しいと考える。

※以上のことから障害者地域活動支援センター内の公の施設である会議室1、会議室2及び研修室2を一般の利用に供し使用料を徴収することは難しいが、別紙1「平成30年度障害者地域活動支援センター（会議室1、会議室2、研修室2）利用率」における3部屋の利用率が低いことから、また、研修室2は軽スポーツ系の講座で使用しており、将来的には講座を増やすこと検討しているため、会議室1・2を障害者地域活動支援センターから地域福祉センターの移し、（会議室1・2を使用していた登録団体については、研修室2を使用するか、有料でその他の会議室を使用することとし、）団体活動室と併せて有効活用を検討することができるのではないかと考える。

3. 障害者の福祉を目的とする団体かそうでないかを明確に整理する

○現在、条例・規則に登録制であることが明記されていないことから、規則を改正し、登録制であること、登録申請書及び利用できるものの基準を以下に明記する。

◎障害者地域活動支援センターを利用できるものの基準（案）

1. 市内に住所を有する障害者又は障害者に準ずると認められる者

障害者デイサービスを利用できる者又は同居する家族、及びそれらで構成された団体（5人以上）。

2. 市内に事務所を有する障害者の福祉を目的とする団体

障害者の地域社会への参加及び福祉の向上に寄与している団体（5人以上）であって、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 障害福祉に関する事業の実施を主たる目的としている団体であり、その事業を継続的に実施していること
- (2) 規約又は会則等を有しており、会計処理が適正に行われていること
- (3) 会員数の基準日を申請年度の4月1日とし、団体の会員のうち白井市内に居住する者が2分の1以上であること
- (4) 代表者は、市内に居住するものとする
- (5) 団体の本拠及び主たる活動の場所が白井市内であること

3. 添付書類の確認事項

(1) 会員名簿

実態のある団体か、白井市民が2分の1以上加盟しているか、市内で活動している団体かの確認

(2) 会の規約等（会の目的及び活動、事業内容及び事務所等の位置を記したもの）

障害者の地域社会への参加及び福祉の向上を目的としている団体か及び団体の本拠、主たる活動の場所が市内かどうかの確認

(3) 昨年度の事業報告書・決算書

障害者の地域社会への参加及び福祉の向上を目的とした活動を、実際に実施しているかの確認

(4) 今年度の事業計画書・予算書

今後も障害者の地域社会への参加及び福祉の向上を目的とした活動を実施していく予定があるかの確認

※団体登録申請書のり面に印刷し周知する。

1. 地域活動支援センターの法律等の位置付

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）

第一章 総則

（市町村等の責務）

第二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第七号に規定する職業リハビリテーションをいう。以下同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 4 国及び地方公共団体は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない。

第五条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービスを行う事業をいう。

27 この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

第三章 地域生活支援事業

（市町村の地域生活支援事業）

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

九 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

◎障害者総合支援法施行規則

(法第七十七条第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める施設)

第六十五条の十三 法第七十七条第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める施設は、**地域活動支援センター**とする。

(法第七十七条第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六十五条の十四 法第七十七条第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創
作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常
生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

◎障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十条 地域活動支援センターが利用者等に対して金銭の支払を求める能够のは、
当該金銭の使途が直接利用者の便宜を向上させるものであって、当該利用者等に支払を求
めることが適當であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に金
銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行
い、その同意を得なければならない。

◎障害者地域活動支援センターの概要（保健福祉センター設置・管理条例抜粋）

(事業)

第3条 障害者総合支援法第5条第19項に規定する基本相談支援、同条第20項に規定す
るサービス利用支援、同条第21項に規定する継続サービス利用支援及び同法第77条第
1項に規定する地域生活支援事業のうち同項第9号に規定する障害者デイサービス及び身
体障害者の支援に関する事業。

(施設及び利用できるものの範囲)

第4条 障害者デイサービスにあっては市内に住所を有する障害者総合支援法第4条第1項
に規定する障害者、身体障害者の支援に関する事業にあっては市内に住所を有する身体障
害者又は身体障害者に準ずると認められる者及び市内に事務所を有する障害者の福祉を目
的とする団体。

◎白井市行政組織規則 公の施設の事務分掌 別表第2（抜粋）

出先機関の名称	事務分掌
障害者地域活動支援センター	(1) 障害者の創作的活動及びレクリエーションに関すること。 (2) 障害に対する啓発活動に関すること。 (3) 障害者関係福祉団体に対する便宜の供与に関すること。 (4) センターの管理運営に関すること。

平成30年度障害者地域活動支援センター(会議室1、会議室2、研修室2)利用率

参考資料2

※年361日開館×12時間

実利用可能時間		4,332時間
事務室として利用	0回	0時間

	3,876時間
38回	456時間

	3,876時間
38回	456時間

3施設合計	12,084時間
76回	912時間

	会議室1			会議室2			研修室 2			合計		
	利用回数	利用時間	稼働率	利用回数	利用時間	稼働率	利用回数	利用時間	稼働率	利用回数	利用時間	稼働率
市利用	189回	976時間	22.5%	142回	577時間	14.9%	192回	983時間	25.4%	523回	2,536時間	21.0%
社会福祉協議会利用	17回	114時間	2.6%	11回	52時間	1.3%	21回	125時間	3.2%	49回	291時間	2.4%
団体利用	116回	473時間	10.9%	103回	493時間	12.7%	54回	212時間	5.5%	273回	1,178時間	9.7%
合計	322回	1,563時間	36.1%	256回	1,122時間	28.9%	267回	1,320時間	34.1%	845回	4,005時間	33.1%

※利用回数・利用時間はのべ数です。

《保健福祉センター2階》

